

○ 派遣労働者の雇用調整の状況について

46.6万人

物の製造業務に従事する派遣労働者
(労働者派遣事業事業報告(平成19年度))

10.7万人

3月末までに派遣先で契約がなくなる派遣労働者

5.0万人

<内数>派遣契約の中途解除

派遣先

就業斡旋等により、就業機会を確保 : 2.6%
斡旋等の努力は行ったが、新たな就業機会の確保に至らず : 44.6%
新たな就業機会の確保を行っていない : 42.0%

派遣先指針に基づく指導
(941件)

派遣元

雇用継続 : 10.0%
離職 : 81.6%
(うち解雇 : 85.9%)
(調査対象 : 派遣労働者2.1万人)

派遣元指針に基づく指導 (1,790件) | 労働契約法に基づく啓発指導、労働基準法に基づく監督指導

1 労働者派遣契約の中途解除に係る対象労働者の雇用状況について

(1) 雇用契約別の対象労働者の雇用状況

派遣元事業主から状況が把握できた約2万1千人の雇用状況は以下のとおり。
(平成20年11月以降、平成21年2月18日時点まで把握できたもの)

(単位:人)

	合計	常用型		登録型	常用型か登録型か不明	
		無期	有期			
合計	21,088 (100.0%)	12,456 (100.0%)	1,770 (100.0%)	10,686 (100.0%)	4,820 (100.0%)	3,812 (100.0%)
雇用が継続	2,099 <100.0%> (10.0%)	1,630 <100.0%> (13.1%)	371 <100.0%> (21.0%)	1,259 <100.0%> (11.8%)	282 <100.0%> (5.8%)	187 <100.0%> (4.9%)
派遣先関連会社へのあっせん	675 <32.2%>	524 <32.1%>	78 <21.0%>	446 <35.4%>	94 <33.3%>	57 <30.5%>
うち直接雇用	396 <18.9%>	296 <18.2%>	25 <6.7%>	271 <21.5%>	62 <22.0%>	38 <20.3%>
うち派遣	279 <13.3%>	228 <14.0%>	53 <14.3%>	175 <13.9%>	32 <11.3%>	19 <10.2%>
新たな派遣先への派遣	1,374 <65.5%>	1,091 <66.9%>	279 <75.2%>	812 <64.5%>	186 <66.0%>	97 <51.9%>
休業・教育訓練等の実施	50 <2.4%>	15 <0.9%>	14 <3.8%>	1 <0.1%>	2 <0.7%>	33 <17.6%>
離職	17,215 《100.0%》 (81.6%)	10,320 《100.0%》 (82.9%)	1,382 《100.0%》 (78.1%)	8,938 《100.0%》 (83.6%)	4,307 《100.0%》 (89.4%)	2,588 《100.0%》 (67.9%)
解雇	14,786 《85.9%》	9,722 《94.2%》	1,239 《89.7%》	8,483 《94.9%》	3,879 《90.1%》	1,185 《45.8%》
期間満了	590 《3.4%》	242 《2.3%》	0 《0.0%》	242 《2.7%》	203 《4.7%》	145 《5.6%》
自己都合	249 《1.5%》	207 《2.0%》	67 《4.8%》	140 《1.6%》	25 《0.6%》	17 《0.6%》
離職理由不明	1,590 《9.2%》	149 《1.4%》	76 《5.5%》	73 《0.8%》	200 《4.6%》	1,241 《48.0%》
未定	1,774 (8.4%)	506 (4.0%)	17 (0.9%)	489 (4.6%)	231 (4.8%)	1,037 (27.2%)

※ 表中の「常用型」とは、①常時雇用されている者、②一定期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復継続されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者、③日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、②の場合と同じく、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者をいう。

※ 表中の「常用型か登録型か不明」は、派遣契約の中途解除に当たっての雇用の状況は確認できたものの本人の雇用契約が常用型か登録型か不明な者。

2 ※ 表中の「未定」は、対象労働者の雇用の状況を派遣元事業主に確認したが、その時点で雇用が継続するか離職するか決まっていない者。

(2) 労働者派遣契約の期間等の状況

調査を行った対象労働者に関し、労働者派遣契約の期間、契約開始から解除までの期間、解除から契約期間の残期間が把握できた状況は以下のとおり(平成20年11月以降、平成21年2月18日時点までに把握できたもの)。

① 労働者派遣契約の期間

期間	単位：%
1ヵ月以内	1.7
1ヵ月を超え3ヵ月以内	16.6
3ヵ月を超え6ヵ月以内	22.7
6ヵ月を超え1年以内	39.7
1年を超える	19.4
合計	100.0

② 労働者派遣契約期間の開始日から契約解除日までの期間

期間	単位：%
1ヵ月以内	6.3
1ヵ月を超え3ヵ月以内	35.6
3ヵ月を超え6ヵ月以内	26.5
6ヵ月を超え1年以内	17.2
1年を超える	14.3
合計	100.0

③ 契約解除日から労働者派遣契約期間の終了日までの残期間

期間	単位：%
1ヵ月以内	19.1
1ヵ月を超え3ヵ月以内	27.3
3ヵ月を超え6ヵ月以内	20.7
6ヵ月を超え1年以内	27.4
1年を超える	5.6
合計	100.0

2 雇用調整の対象となった派遣、請負等の状況について

「非正規労働者の雇止め等の状況について(2月報告:速報)」として、平成21年2月27日(金)に発表した2,316事業所(対象労働者約15万8千人)に対する任意の聞き取りにより、①対象労働者のこれまでの受入期間、②雇用調整後の今後の対応、③派遣先としての就業機会の確保の状況、④発注者としての受注機会の提供の状況について把握した結果は以下のとおり(平成21年2月18日時点(速報値))。

(1) 雇用調整の対象となった非正規労働者(派遣労働者、請負労働者等)のこれまでの受入期間について

(複数あるときは最も代表的なもの)

(%)

	派遣	契約(期間工等)	請負	その他
①1年未満	22.0	48.0	15.3	21.1
②1年以上2年未満	39.6	16.3	39.5	15.3
③2年以上	25.6	25.3	32.8	49.8
無回答等	12.8	10.4	12.3	13.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 雇用調整の対象となった非正規労働者(派遣労働者、請負労働者等)が従事していた業務に係る今後の対応について

(派遣以外の雇用形態の場合は②を除く選択肢から選択)(複数あるときは主な対応を1つ)

(複数あるときは主な対応を1つ)

(%)

	派遣	契約(期間工等)	請負	その他
①従来からの従業員により対応する	33.5	36.7	13.3	19.5
②パート、アルバイト、期間従業員を新たに採用	0.9			
③下請け等の請負を活用し、自社の業務から切り離す	0.3	0.2	0.8	1.6
④労働者が従事していた事業から撤退する	1.5	2.2	7.6	21.5
⑤労働者が従事していた業務は縮小し、当面、労働力の補充の必要なし	56.9	53.0	66.1	45.8
⑥その他	1.5	1.0	0.6	5.5
無回答等	5.5	6.9	11.6	6.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0

- (3) 終了した派遣契約に係る派遣労働者に対し、派遣先として、新たな就業機会の確保を図ったかどうかについて
(複数あるときは主な対応を1つ)

(%)

	派遣	「中途解除」又は「期間満了」における割合	
		中途解除	期間満了
①就業をあっせんする等により、就業機会の確保を図れた	1.4	<2.6>	<0.3>
②就業をあっせんする等の努力は行ったが、就業機会の確保には至らなかった	39.1	<44.6>	<36.8>
③派遣元事業主で雇用が継続され、新たな就業先が確保されていると聞いている	3.0	<2.5>	<3.6>
④新たな就業機会の確保を図っていない	44.3	<42.0>	<46.0>
⑤自社で雇用した	1.1	<1.4>	<0.8>
無回答等	11.2	<6.8>	<12.6>
計	100.0	<100.0>	<100.0>

- (4) 終了した請負契約に係る請負事業主との関係において、発注者として受注の機会の提供をしているかどうかについて
(複数あるときは主な対応を1つ)

(%)

	請負	「中途解除」又は「期間満了」における割合	
		中途解除	期間満了
①関連会社等での請負業務等の受注の機会の提供を行った	1.1	<0.4>	<3.2>
②関連会社等での請負業務等の受注の機会の提供を行ったが、受注に至らなかった	14.3	<12.8>	<14.7>
③請負事業主において、雇用調整を行うなどの事業への影響はないと聞いている	1.9	<3.6>	<0.0>
④わからない	65.8	<75.0>	<66.7>
無回答等	17.0	<8.1>	<15.4>
計	100.0	<100.0>	<100.0>

3 指導監督の状況について

1の労働者派遣契約の中途解除に係る対象労働者の雇用状況の情報を基に派遣先指針及び派遣元指針による指導監督を行った件数
(平成20年11月以降、平成21年1月末まで)

- 派遣先 941 件
- 派遣元事業主 1,790 件